



2018年11月13日

各 位

会 社 名 P C I ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 原口 直道
(コード番号：3918 東証第一部)
問合せ先 取締役経営企画本部長 井口 直裕
(TEL. 03-6858-0530)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止及び当該廃止に伴う打ち切り支給及び、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入に関する議案を2018年12月20日開催予定の当社第14回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

本制度の導入は、2018年10月17日付で公表しております「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、本株主総会で監査等委員会設置会社への移行が承認可決されることを条件としております。

記

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものであります。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の割当のために、金銭報酬とは別枠で、金銭債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役報酬等の額は、2007年3月30日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）とご承認いただき、今日に至っておりますが、本株主総会におきまして、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び監査等委員である取締役の報酬額の 신설についても付議させていただく予定です。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額50百万円以内とします。対象取締役への具体的な支給時期及び配分等については、取締役会にて決定いたします。

また、本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は年10,000株以内（ただし、本株主総

会による決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとします。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等を基礎として対象取締役に特に有利な金額としない範囲で、取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

3. 当社の執行役員への付与

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の執行役員に対して上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定です。

以 上